

## 事実婚のご夫婦への対応について

最近、法律的な婚姻関係にないカップルへも不妊症治療を行うことが容認されつつあります。しかしながら私たちは、学会の診療ガイドライン、法律に基づいた診療を行う方針です。

未入籍の異性カップルへは下記①、②、③のすべてをご提出いただくことによって、当院が対応可能な「事実婚」のご夫婦とみなすことといたします。

- ① ご夫婦それぞれの、3ヶ月以内に役所が発行した「独身証明書」原本（または戸籍抄本・謄本原本）。いずれかが他の方と入籍関係（重婚）にあることが判明する場合、当院は診療を差し控えさせていただきます。
- ② お二人が実質上のご夫婦として同一生計を営んでいる事を証明するため、同居と続柄がわかる住民票（「妻（未届）」や「夫（未届）」とあるもの）、もしくは共同の生計を証明できる文書（例：賃貸借契約書、健康保険の被扶養者保険証、民生委員発行の事実婚証明書など）。
- ③ 妻および夫とも、医院にて身分証明書確認の上、自筆にて「事実婚夫婦としての誓約書」へご署名（代筆は無効）。

私たちは日本産科婦人科学会の規定により、ご夫婦以外である第三者からの精子、卵子、受精卵を用いての治療は行うことができません（当院は、AID 実施登録施設ではございません）。よって当院は、既婚・未婚を問わず、「同性婚のカップル」へは、妊娠を成立させる目的での直接的または間接的な診療を実施いたしません。

上記、よろしくご了解ください。

2019年1月吉日

扇町 ART レディースクリニック

院長 朝倉寛之